

公益財団法人静岡県グリーンバンク

定款

- 第1章 総則(第1条～第2条)
- 第2章 目的及び事業(第3条～第4条)
- 第3章 資産及び会計(第5条～11条)
- 第4章 会員(第12条)
- 第5章 緑化推進委員会(第13条～14条)
- 第6章 評議員(第15条～第18条)
- 第7章 評議員会(第19条～第27条)
- 第8章 役員(第28条～第34条)
- 第9章 理事会(第35条～第43条)
- 第10章 会長及び相談役(第44条)
- 第11章 緑の募金運営協議会(第45～46条)
- 第12章 定款の変更及び解散(第47～50条)
- 第13章 公告の方法(第51条)
- 第14章 事務局(第52条)

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人静岡県グリーンバンクと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県静岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、環境緑化や森林を守り育て活かす運動の重要性に対する社会の理解と認識を高めるとともに、県民の自発的な参加や協働による緑化活動を推進し、もって豊かで魅力あふれる自然環境と生活環境の創造に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 環境緑化、森林整備(以下、「緑化推進等」という)に関する普及啓発及び人材、団体等の育成
- (2) 緑化推進等に関する情報の収集・提供及び研究並びに相談及び指導
- (3) 緑化推進等に関する事業を行うボランティア団体、地方公共団体等への支援
- (4) 緑化推進等に関する事業
- (5) 緑化推進等に関する寄託金品等の受入れ
- (6) 緑の募金による森林整備等の推進に関する法律(平成7年法律第88号。以下「緑の募金法」という。)第6条に掲げる業務
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、国際協力に係るもの除き静岡県において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(資産の種別)

第5条 資産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) この法人が合併のための登記をした日の前日の、合併前の合併存続法人及び合併消滅法人の財産目録に基本財産として記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産

3 その他の財産は基本財産以外の財産とする。

(資産の管理・運用)

第6条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて、保管しなければならない。

3 緑の募金による寄附金は、他の資産と区分して管理するとともに、その使途が明確に分かるよう区分して経理しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会の決議を経て評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類のうち緑の募金に係る部分については、緑の募金運営協議会の意見を聴いた後、理事会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1)事業報告

(2)事業報告の附属明細書

(3)貸借対照表

(4)正味財産増減計算書

(5)貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6)財産目録

2 前項の承認を受けた書類については、定時評議員会に提出し、第3号、第4号及び第6号の書類については承認を受け、その他の書類については、その内容を報告しなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1)監査報告

(2)理事及び監事並びに評議員の名簿

(3)理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4)運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第11条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 会員

(会員)

第12条 この法人に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、会費を納め、この法人の行う事業に参画、協力する団体等
 - (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、会費を納め、後援する個人又は団体等
- 2 会員に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

第5章 緑化推進委員会

(緑化推進委員会の設置)

第13条 この法人の目的を達成するため、この法人に緑化推進委員会を置く。

- 2 緑化推進委員会は、この法人の事業活動のあり方等の事項について理事長の諮問に応じ答申する。

(緑化推進委員会の組織等)

第14条 緑化推進委員会は、委員10人以上20人以内で組織する。

- 2 緑化推進委員会の委員は、会員及び緑化に関する学識経験を有する者や緑化ボランティア団体、青少年の育成活動等に関わる者のうちから理事長が委嘱する。

- 3 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。

- 4 この章に規定するもののほか、緑化推進委員会の運営等に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第6章 評議員

(評議員の定数)

第15条 この法人に評議員5名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第16条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

- 2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。

- 3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

- (1) この法人又は関連団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する体を含む。)の業務を執行する者又は使用人
- (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

- (3) 第1号又は前号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人(過去に使用人となった者も含む。)
- 4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において別に定める。
- 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者とこの法人及び役員等(理事、監事及び評議員)との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況
- 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
- 7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
- (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - (2) 当該候補者を1名又は2名以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
 - (3) 同一の評議員(2名以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2名以上の評議員)につき2名以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。
- (評議員の任期)
- 第17条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。
- (評議員の報酬等)
- 第18条 評議員は無報酬とする。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬及び費用に関する規程による。

第7章 評議員会

(構成)

第 19 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 20 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 21 条 評議員会は、定期評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 22 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、理事長に事故があるときは、専務理事が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 23 条 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(決議)

第 24 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 28 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 25 条 理事が評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第 26 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員の中から選出された議事録署名人2名が記名押印又は電子署名をする。

(委任)

第 27 条 この章に規定するもののほか、評議員会の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第8章 役員

(役員の設置)

第 28 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 13 名以上 18 名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、2名以内を副理事長、1名を専務理事とし、必要に応じ1名を常務理事とすることができる。

4 前2項の理事長及び前3項の副理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第 91 条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第 29 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び専務理事並びに常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 30 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、その職務を代行する。専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第31条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第32条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第28条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第33条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第34条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第9章 理事会

(構成)

第35条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、次の職務を行う。

(1)この法人の業務執行の決定

(2)理事の職務の執行の監督

(3)理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(開催)

第37条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)理事長が必要と認めたとき。

(2)理事長以外の理事から、会議の目的である事項を記載した書面により、理事長に招集の請求があったとき。

(3)監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第38条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもつて、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対しその旨を通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、召集の手続きを経ることなく、理事会を開催することができる。

(議長)

第39条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、前条第2項の規定により開催された理事会の議長は、出席した理事の互選により選出する。

(決議)

第40条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第41条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について決議に加わることのできる理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長、副理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、第38条第2項により招集された理事会の場合は、出席した理事と監事の全員が記名押印する。

(委任)

第43条 この章に規定するもののほか、理事会の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第10章 会長及び相談役

(会長及び相談役)

第44条 この法人に会長1名、相談役若干名を置くことができる。

- 2 会長及び相談役は、学識経験者又は有識者の中から、理事会において任期を定めたうえで選任する。
- 3 会長及び相談役は、理事長の諮問に応え、理事長に対し、意見を述べることができる。
- 4 会長及び相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第 11 章 緑の募金運営協議会

(設置)

第 45 条 この法人に、緑の募金法の定めるところにより、緑の募金運営協議会を置く。

2 緑の募金運営協議会は、次に掲げる事項について理事長の諮問に応じ答申する。

- (1) 緑の募金の募金活動計画の審議
- (2) 緑の募金による事業計画及び収支予算の審議
- (3) 緑の募金の推進についての提案

(緑の募金運営協議会の組織等)

第 46 条 緑の募金運営協議会は、委員 10 名以上 15 名以内で組織する。

2 委員は、緑化推進等に関する学識経験を有する者等のうちから、静岡県知事の認可を受けて、理事長が任命する。

3 委員の任期は 2 年以内とし、再任を妨げない。

4 この章に規定するもののほか、緑の募金運営協議会の運営等に関し必要な事項は、理事会の決議をへて理事長が別に定める。

第 12 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 47 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 16 条についても適用する。

(解散)

第 48 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 49 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 13 章 公告の方法

(公告の方法)

第 51 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第14章 事務局

(設置等)

第52条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第9条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は平野孝雄、副理事長は稻森照男とする。
- 4 この定款施行の際、現に会長の職にある者は、この定款の規定に基づき、会長として選任された者とみなす。ただし、その任期は、それぞれ従前の任期によるものとする。
- 5 この定款は、平成26年4月1日から施行する。
- 6 この定款は、平成28年6月28日から施行する。
- 7 この定款は、平成29年4月1日から施行する。
- 8 この定款は、令和2年6月26日から施行する。

公益財団法人静岡県グリーンバンク
令和4年度 事業報告

I 緑化推進等の普及啓発と団体・人材育成 公1

1 緑化推進等に関する普及啓発事業

(1) 緑化推進等の普及啓発事業 (事業費 8,005千円)

① 調査研究情報収集

ア 緑化推進等に関する調査研究等

- ・緑化ボランティア団体等の活動状況について情報を収集しました。
- ・研修会等の開催時に内容等について評価または意見を求めました。

イ 緑化推進等に関する情報収集等

- ・緑化活動に必要な各種情報（技術・運営・先進事例等）を収集しました。
- ・リモートで開催した中部地区緑化推進協議会に参加し、情報交換を行いました。

② 情報発信

ア HPによる情報発信

- ・グリーンバンクが行う支援事業、緑化ボランティア団体の活動状況、その他緑化に関する施策情報等をHPで動画等を活用し発信しました。

イ 広報誌による情報発信

- ・緑化ボランティア団体の活動やグリーンバンクの支援事業を周知するため「グリーンバンクだより」を毎年春と秋の2回発行し、県市町、緑化ボランティア団体、小・中学校等に配布しました。 (発行部数 3,500冊×2回)

ウ マスメディアによる情報発信

- ・グリーンバンクの各種事業や広域なイベントに関する周知、また、都市緑化及び森林の整備・保全の必要性について県民の意識を高めるために新聞やテレビ等で情報発信しました。

エ 展示会出展による情報発信

- ・令和4年12月3日～4日にかけ静岡市のツインメッセ静岡で行われた「ホビーのまち静岡・クリスマスフェスタ2022」に出展し、グリーンバンクの活動について情報発信しました。フェスタでは、事業紹介のパネル展示を行うとともに、子供を対象としたクリスマスツリー作りのワークショップを行いました。

オ 花壇用PR看板の配布

- ・地域の緑化ボランティア活動の支援のため、団体名記載のPR看板を定期配布事業の配布先や補助事業の実施団体等に配布しました。

③ 普及啓発

ア 緑化推進等に関する事業への協賛

- ・静岡県の「山地災害防止キャンペーン」に協力し、豊かな森林づくりをPRするポケットティッシュを8,000個配布しました。
- ・(公社)静岡県山林協会が行う「しづおか森林写真コンクール」に協賛し、優秀な作品2点に理事長賞を交付しました。

	題名	氏名	撮影地
特選	大井川接阻峠のトロッコ電車	横山 功	大井川最奥接阻峠地先
準特選	森林に咲く	細川 純也	裾野市須山 愛鷹山登山口

イ 芝生化に関する広報活動

- ・県内の「芝生化」を推進するため花育教室に参加する幼稚園等に芝生化に関する情報提供を実施しました。

ウ 花と緑の講演会開催

- ・緑化活動の裾野拡大のため「花と緑の講演会」を2月16日に開催しました。

参加者：253人

(2) 緑化推進等に関する指導及び相談事業

(事業費2,359千円)

- ・本事業は、「園庭等芝生化モデル事業」「景観づくり団体支援事業」を活用して植栽した芝生や樹木の育成・管理状況を巡回調査し、その結果を施設側に伝え維持管理に活かすものです。本年度は、施工後2年・3年・5年に該当する27箇所を調査・指導しました。
(巡回27箇所27回)

2 緑化推進等を担う団体・人材育成事業

(1) 緑化ボランティア研修事業

(事業費14,800千円)

① 地域コース

ア 本店支店合同研修

- ・地域住民による緑化活動の裾野拡大のためにグリーンバンク主催及びグリーンバンクと支店(9市)の共催による「研修会」や「講演会」を開催しました。

参加者：616人

共催支店：三島市、伊豆の国市、沼津市、袋井市、三島市、河津町、御殿場市
清水町、静岡市

- ・市町の担当課職員を対象に支店担当者会議を4月25日に開催しました。

参加者：県及び29市町37人

- ・緑化グループ支援事業説明会を5月30日に約3年ぶりに開催しました。

参加者：団体ほか90人

イ 花育研修

- ・昨年に引き続き指導者養成研修は、各地域での実施を中止し、「花育教室テキスト」を作成し参加幼稚園等に配布しました。また、オンライン形式で寄せ植え教室に関する運営ノウハウを学ぶことができるよう指導者養成動画を制作しホームページに掲載しました。
- ・園児等を対象に開講する「寄せ植え教室」は、235箇所6,074人が参加して行いました。
開催幼稚園等：東部103、中部84、西部48箇所

② 専門別緑化技術習得コース（花壇づくり研修会）

- ・地域の緑化ボランティア活動を活性化させるため、「花壇づくり研修会」を開催しました。受講生は、花と緑を通して地域に貢献しようと意欲的に取り組みました。

(概要)

期 間：6 日間コース 令和 4 年 7 月～12 月
1 日コース (3 回) 令和 4 年 8 月、9 月、10 月
会 場：6 日間コース 静岡県産業経済会館ほか
1 日コース エコパアリーナ、三島市民文化会館、静岡県産業経済会館
参加者：6 日間コース 36 人
1 日コース 82 人
講 師：6 日間コース 徳原真人氏、井村義人氏、佐原宏康氏ほか
1 日コース 矢澤秀成氏

③ 緑化コーディネーター養成コース

- ・緑化に関する複数の専門知識を持ち、行政や活動団体と連携を取りながら地域の緑化活動の核となって活動できる人材を育成しました。特に、緑化活動を通じて、緑化コミュニティづくりを行う人材養成に力点を置き実施しました。

(概要)

期 間：令和 4 年 9 月～令和 4 年 12 月 (全 5 回)
会 場：もくせい会館、万斛庄屋公園
参加者：17 人
講 師：平工詠子氏、NPO Green Works、徳原真人氏、鈴木まり子氏

(2) 緑の少年団等、次代を担う人材の育成事業

(事業費 6,047 千円)

① 緑の少年団交流集会開催

- ・次代を担う緑の少年団を対象に、県内各地の緑豊かな森林を活かした体験をとおして森林の大切さを学ぶ「緑の少年団交流集会」を、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図った上で 3 回開催しました。

	交流集会 (1)	交流集会 (2)	交流集会 (3)
開催日	令和 4 年 8 月 8 日 (月)	令和 4 年 10 月 1 日 (土)	令和 4 年 12 月 3 日 (土)
場 所	富士宮市人穴神社、杵柄養鱒場、陣馬の滝 (富士宮市)	しづおか里山体験学習施設『遊木の森』 (静岡市駿河区)	静岡県立森林公園『森の家』 (浜松市浜北区)
参加人数	5 団、49 人	4 団、40 人	3 団、34 人
事業名	『富士山の水をめぐる自然教室』	『わくわく！いきもの探検隊』	『木登りしよう～ツリークライミング体験』
内 容	火山洞穴探検や湧水体験を通して、火山である富士山と水のつながりを学んだ。	それぞれの動植物が関わり合いながら、多様な環境ができあがっていることを学んだ。	木登り体験を通じて森林の多様性を学び、檜の箸づくりで木に触れ合い、森林を大切にする心を養った。

② 森林を活用した持続可能な社会づくりの学習（森林 ESD）の推進

- ・小学 5 年生の社会科「森林・林業」の学習支援プログラム等を作成し、県・市町と連携した推進体制づくりを行いました。

- ・学習支援プログラムは、県内各地域の実践者で構成する開発チームによる検討（4回）と、プログラム開発協力校（4校、282人の児童）で実施する等、実行と評価・改善を重ね完成度を高めました。
- ・また、子どもたちが自ら学ぶための学習支援ツールとして、県内の各地で働く林業技術者（16人）から子どもたちへのメッセージ動画を制作しました。

③ 森のようちえん全国交流フォーラムの支援

- ・第7回森のようちえん全国交流フォーラム at 富士山が、令和4年10月に静岡県富士宮市で開催されたことから、その趣旨に賛同し後援するとともに、開催経費の一部を支援しました。フォーラムには3日間で延べ730人が参加しました。

④ 学校環境緑化モデル事業の募集、指導

- ・国土緑化推進機構が実施する「学校環境緑化モデル事業」について、希望校を募集するとともに、実施が決定した4校の指導等の事務を行いました。

(3) 緑化推進に関する活動等の顕彰事業 (事業費1,531千円)

- ・令和5年2月16日開催の花と緑の講演会において、緑化グループ支援事業の10年活用団体に感謝状を贈呈するとともに、国土緑化運動・育樹運動ボスター原画コンクールの静岡県入賞作品授賞式を行い顕彰しました。

II 緑化推進等に関する事業の実施と活動支援 公2

1 緑化推進等に関する活動支援事業

(1) 緑化グループ活動支援事業 (事業費38,207千円)

① 定期配布事業

(事業費17,401千円)

- ・本事業は、グリーンバンク発足来の事業で、県下約4,000強の緑化ボランティア団体が利用しています。地域の花の会、町内会、老人会等の緑化ボランティア団体が、幼稚園、学校、福祉施設、公民館、公園、広場等の公共花壇等の維持管理に必要な、花の種・球根、緑花木等を年2回無償配布しており、現在、県内の都市緑化を推進する基幹的な事業に発展しています。その支援状況は次のとおりです。

(単位：本)

区分 年度	57～30	R1	R2	R3	R4	累 計
ツツジ	385,304	807	633	414	279	387,437
サツキ	259,721	642	599	513	489	261,763
桜	257,411	1,790	1,770	1,495	1,405	263,871
その他	684,003	3,466	3,063	2,709	2,645	695,886
計	1,586,206	6,705	6,065	5,131	4,818	1,608,957

(単位 球根：個 種子：%)

球根	22,139,880	771,600	761,139	791,110	618,645	25,082,365
種子	11,198	266	268	259	269	12,260

利用延べ団体数	123,907	4,194	4,495	4,481	4,497	141,574
---------	---------	-------	-------	-------	-------	---------

② 緑化グループ支援事業 (事業費 17,722千円)

- 本事業は、活発な緑化活動を展開する地域の緑化ボランティア団体や園芸福祉活動を行う団体の活動費を平成15年度から支援しています。公共花壇等の維持管理は、毎年大変な人手と多額の資金を必要としますが、緑化ボランティア団体の活動により市町の負担は軽減し、花と緑を通じて地域のコミュニティー形成に多大な貢献をしています。将来的にはボランティア活動の自立を目指しています。

なお、本財団が支援した団体は、累計で次のとおりです。

緑化グループ支援団体の推移 (団体数)							
地 域 団 体	15~29	30	R1	R2	R3	R4	累 計
花の会、町内会、老人会、 福祉ボランティアグループ	1,917	143	139	143	149	148	2,639

③ 景観づくり団体支援事業 (事業費 3,084千円)

- 本事業は、首長の「同意書」を条件に「地域の里山景観づくり」を計画的に推進する緑化ボランティア団体の活動を支援する事業です。本年度は、放置竹林の伐採と緑花木の植栽、桜並木の維持管理などを行う8団体を支援しました。

(2) 都市緑化支援事業 (事業費 3,906千円)

① 豊かな暮らし空間地域担い手育成支援

- 本事業では、花や緑の専門家を緑化団体等の要請に応じて派遣し、緑化技術の指導、新たな組織づくり、地域連携のアドバイス等を行いました。また、地域の特色を生かし人の交流にもつながる“ランドマーク花壇”的整備を支援しました。

専門家派遣 : 56回、派遣先26箇所

地域のランドマーク花壇 : 1箇所

(3) 芝生を活かした緑化推進事業 (事業費 22,576千円)

- グリーンバンクと県は、芝生関係の有識者、関係団体、事業者で構成する「芝草検討委員会」を平成23年度に設置し、“ふじのくに”芝生文化創造プロジェクトのための提言として報告を受けました。この提言を受け、平成24年度より「芝生緑化の促進」を進めています。
- 本年度は、住民参加による園庭等芝生化モデル事業として保育園、こども園、福祉施設等8施設で計9,006m²の芝生化を実施しました。また、住民参加による芝生地の維持管理活動を行う団体に活動費を支援しました。

芝生緑化施設及び技術支援 : 8件(幼稚園等6、公園2)

芝生管理活動団体 : 29件(幼稚園等13、公園11、学校3、福祉施設2)

芝草管理講座 : 3回(20人参加)

芝生教室 : 3回(中部15人、東部14人、西部6人、計35人参加)

(4) 県民参加による森づくり活動の支援事業

(事業費 23,467千円)

① 県民参加による森づくり活動の支援

ア 森づくり県民大作戦支援・推進事業

- ・県と「森づくり県民大作戦」を主催するとともに、そのPRチラシ（R4秋用4,200部、R5春用4,200部）を作成し、県自然ふれあい施設等56箇所に配布しました。森づくりグループ等が主催する663行事が実施され、17,355人が参加しました。
- ・県が実施する、森林・林業体験、木工作等の森林・里山の大切さを知る「森づくり県民大作戦」を支援し、7地域で、247人が参加しました。

イ 未来の森づくり事業

- ・県の「しづおか未来の森サポーター」協定に基づき、協定を締結している企業からの寄附金を財源に、森づくり活動などを支援しました。

協定を締結している企業	支援の内容
株式会社大丸松坂屋百貨店	森林・緑化に関する情報提供
トヨタユナイテッド静岡株式会社	広葉樹の植樹
中日本高速道路株式会社	植栽、間伐、下刈り等の森林整備体験、木工教室、椎茸菌打ち等の体験イベント

② 国の事業活用による森林整備の支援

ア しづおか豊かな森づくり推進事業

- ・国が実施する森林・山村多面的機能発揮対策の「地域協議会」として承認を受け、地域の活動組織が行う森林整備などに対する国庫補助金の交付事務等を行いました。

活動組織向け交付金	活動組織数	19組織
	対象森林面積	79.1ha
	交付額	13,689,300円
地域協議会運営	申請・交付事務	19組織
	運営委員会開催	2回
	活動組織説明会	4回
	モニタリング指導	6組織
	アドバイザー派遣	10回
	現地確認	15組織

・県と共に、活動組織等を対象とした「森づくりミーティング」を3回開催しました。

日時	場所	テーマ	参加者
R4.10.12(水) 18:00~	オンライン	森づくりびとがつなぐ関係人口① 「森づくりと結びついたアートが豊かな関係人口を育む」	49人
R4.10.19(水) 18:00~	オンライン	森づくりびとがつなぐ関係人口② 「地域で奮闘する3つの県内事例」	22人
R4.11.5(土) 10:00~	ふもとっぱら (富士宮市)	森づくりの最先端キャンプ・その先へ (見学会、交流会、講演会)	17人

III 緑の募金運動の推進 公3

1 緑の募金活動推進事業

(1) 緑の募金に関する普及啓発事業

(事業費 2,200千円)

① 緑の募金活動の推進

- ・緑の募金運動を適切に推進するため、令和5年1月24日に緑の募金運営協議会を開催しました。
- ・市町緑化推進協議会と連携し、新型コロナウイルス感染症拡大防止に努め、県内全域で募金活動を展開しました。

i) 募金期間 春：令和4年3月15日～5月31日

秋：令和4年9月1日～10月31日

ii) 募金実績額 73,200,000円（対前年比102%）

- ・企業募金を推進するため、経済団体などから会員の企業にDMを送付しました。
- ・「緑の募金表彰規程」に基づき10万円以上の寄付のあった、ネットトヨタ静岡（株）、一般社団法人静岡県トラック協会、浜松市緑化推進協力会、（株）NTTドコモ東海支社に感謝状を贈呈しました。
- ・3年間の寄附額が100万円を超えるダイドードリンコ（株）中部営業部に、社団法人国土緑化推進機構理事長の感謝状を伝達しました。

② 「緑の募金だより」の発行等による情報発信

- ・緑の募金の使途及び成果を伝える「緑の募金だより」を17,000部作成し、市町緑化推進協議会などを通じて自治会や公共施設等に配布しました。

③ マスメディア等による情報発信

- ・ポスター原画コンクールの結果、募金贈呈式などの話題を、マスメディアへ情報を提供し、広報に努めました。

(2) 募金活動の推進体制整備事業

(事業費 7,564千円)

- ・緑の募金活動を推進するための資材を、市町緑化推進協議会等に配布しました。

緑の羽根 (千本)	チラシ (千枚)	ティッシュ (千個)	花の種 (千個)	募金ポスター (枚)	たすき (本)	募金箱 (個)
1,405	151	107	134	1,700	43	395

- ・緑の募金の看板等を設置しました。（県庁正面玄関、JR静岡駅地下通路）
- ・市町緑化推進協議会との連携・体制強化に向け、担当者会議を実地とオンラインで開催しました。

12月22日 午前：オンライン、午後：対面

- ・(公社)国土緑化推進機構に対し募金法に基づく交付金を交付しました。

2 緑化等の推進事業

(1) 緑化関連行事等推進事業 (事業費 4,690千円)

① 緑化コンクール等開催

静岡県、静岡県教育委員会との共催により、令和4年度国土緑化運動・育樹運動ポスター原画コンクールと、ポスターに使用する標語の募集を行いました。

○国土緑化運動・育樹運動ポスター原画コンクール（令和5年用）

県内の小・中・高等学校、計73校から354人の参加があり「特選」「入選」「佳作」を選定しました。

特選12点と小学校の部の人選2点を全国コンクールに推薦した結果、1点が林野庁長官賞を受賞しました。

【応募数・入賞数】

	学校数(校)	参加人数	特選	入選	佳作
小学校の部	27	76	4	5	18
中学校の部	33	144	4	5	20
高等学校の部	13	134	4	5	16
計	73	354	12	15	54

○国土緑化運動・育樹運動標語の募集（令和5年用）

431点の応募があり、「入選」10点、「佳作」12点を選定しました。

入選作品は全国コンクールに推薦し、1点が入選しました。

② 緑化関連行事・事業参画・協賛

該当なし

③ 森林整備等の緑化推進普及啓発

○図書館で割箸プロジェクトの展開

生活の中で地域の木材を意識して使うことが、地域の林業を活性化し、地域の森を守り、育てるに通じることから、「緑の募金」を活用してスギ材の割箸（利休箸）を52,000セット作製し、14市町の21図書館で、読書週間を中心に配布しました。また、配布に先立ち理事長から裾野市長への割箸贈呈式を行いました。

○どんぐりくんのSDGs教室（1）

普及啓発用の素材として、小学校5年生向けのマンガ・イラストを作製しました。今後、グリーンバンクだより、ホームページ等でも展開する予定です。

○映像を活用した森林整備・保全の啓発の事業

静岡県林業技術者協会と連携し、よりよい森林づくりのため、林業で働く人たちの切磋琢磨する姿を伝える動画を制作し、グリーンバンクのYouTubeチャンネルにアップしました。

(2) 緑の少年団等の育成支援事業

(事業費 2,175千円)

・緑を愛し、緑を育てることを目的として結成された緑の少年団の育成に向け、少年団の活動を支援しました。
(41団)

・静岡市を中心に活動する「Gふあんふ緑の少年団」が新規に結成されました。

(3) 緑化活動支援事業

(事業費 36,957千円)

- ・各市町緑化推進協議会及びボーアイスカウト静岡県連盟が実施する緑化推進などに関する事業に対し緑の募金による交付金を交付しました。 (34市町、ボーアイスカウト)

3 森林整備等の推進事業

(1) 県民参加による森づくり支援事業

① 県民参加の森づくり推進事業

(事業費 1,930千円)

- ・県が推進する「森づくり県民大作戦」に参加し一般県民を募集して行う植樹や森林整備、森林環境教育などの活動に必要な経費を支援しました。 (17団体)

② 森づくりグループ活動支援事業

(事業費 4,535千円)

- ・県民による自発的、継続的な森づくり活動を促進するため、森林づくりグループ等が行う森づくり活動に必要な経費を支援しました。 (27団体)

③ 海岸林保護団体活動支援事業

(事業費 535千円)

- ・住民の生活に密着したかけがえのない海岸林について、地域住民等が自発的に行う苗木の植栽や除間伐、病虫害防除、廃棄物の除去などの海岸林保全活動に必要な経費を支援しました。 (4団体)

④ 学校林活用推進事業

(事業費 1,115千円)

- ・ボランティア団体等が行う学校林の整備・保全や学校林を活用した森林環境教育等の活動に必要な経費を支援しました。 (9団体)

(2) 地域等の森づくり支援事業

(事業費 2,661千円)

- ・市町の行政枠を超えた地域等を対象に、住民や地域の団体が連携して実施する、森林づくり活動を支援しました。 (6地域23事業)

貸借対照表

令和5年3月31日現在

公益財団法人静岡県グリーンバンク

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	45,881,006	41,694,215	4,186,791
当座預金	149,919	0	149,919
普通預金	41,106,537	36,285,665	4,820,872
定期預金	4,624,550	5,408,550	△ 784,000
未収金	21,000,000	21,014,000	△ 14,000
前払金	13,310	13,310	0
流動資産合計	66,894,316	62,721,525	4,172,791
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	31,007,559	30,946,770	60,789
投資有価証券	978,718,372	1,010,068,961	△ 31,350,589
基本財産合計	1,009,725,931	1,041,015,731	△ 31,289,800
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	4,084,000	3,300,000	784,000
緑の募金事業準備預金	12,141,609	12,141,609	0
特定資産合計	16,225,609	15,441,609	784,000
(3) その他固定資産			
出資金	10,000	10,000	0
敷金	25,920	25,920	0
その他固定資産合計	35,920	35,920	0
固定資産合計	1,025,987,460	1,056,493,260	△ 30,505,800
資産合計	1,092,881,776	1,119,214,785	△ 26,333,009
II 負債の部			
1. 流動負債			
仮受金（市町）	138,700	0	138,700
未払金	3,109,058	3,558,487	△ 449,429
前受金	499,932	712,102	△ 212,170
預り金	332,654	331,983	671
仮受金	0	14,000	△ 14,000
賞与引当金	944,000	1,200,000	△ 256,000
繰入金	7,329,164	5,794,740	1,534,424
流動負債合計	12,353,508	11,611,312	742,196
2. 固定負債			
退職給付引当金	4,084,000	3,300,000	784,000
固定負債合計	4,084,000	3,300,000	784,000
負債合計	16,437,508	14,911,312	1,526,196
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	1,021,867,540	1,053,157,340	△ 31,289,800
(うち基本財産への充当額)	1,009,725,931	1,041,015,731	△ 31,289,800
(うち特定資産への充当額)	12,141,609	12,141,609	0
2. 一般正味財産			
(うち特定資産への充当額)	54,576,728	51,146,133	3,430,595
正味財産合計	4,084,000	3,300,000	784,000
負債及び正味財産合計	1,076,444,268	1,104,303,473	△ 27,859,205
	1,092,881,776	1,119,214,785	△ 26,333,009

正味財産増減計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

公益財団法人静岡県グリーンバンク

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	17,100,826	17,056,043	44,783
基本財産受取利息	17,100,826	17,056,043	44,783
特定資産運用益	323	135	188
特定資産受取利息	323	135	188
受取会費	10,485,000	10,308,000	177,000
正会員受取会費	5,160,000	5,160,000	0
賛助会員受取会費	5,325,000	5,148,000	177,000
受取補助金等	97,323,189	94,372,900	2,950,289
受取国庫補助金	21,743,189	21,032,900	710,289
受取県費事業費補助金	70,000,000	70,000,000	0
受取緑と水の森林ファンド事業助成金	5,330,000	2,950,000	2,380,000
国土緑化推進機構補助金収益	250,000	390,000	△ 140,000
受取負担金	495,000	358,000	137,000
受取協賛金	290,000	290,000	0
研修事業負担金	205,000	68,000	137,000
受取寄付金	76,427,703	73,237,739	3,189,964
特定受取寄付金	847,431	1,026,186	△ 178,755
一般受取寄付金	2,380,272	379,553	2,000,719
緑の募金寄付金	73,200,000	71,832,000	1,368,000
受取緑越交付金	5,794,740	7,000,000	△ 1,205,260
緑の募金緑越交付金収益	5,794,740	7,000,000	△ 1,205,260
雑収益	91,595	80,478	11,117
受取利息	495	478	17
雑収益	91,100	80,000	11,100
経常収益計	207,718,376	202,413,295	5,305,081
(2) 経常費用			
事業費	199,894,456	198,546,866	1,347,590
資材費	0	16,554,457	△ 16,554,457
委託料	21,954,613	18,779,484	3,175,129
補助金	104,470,945	100,302,729	4,168,216
報償費	808,240	766,682	41,558
旅費	57,780	0	57,780
需要費	15,727,033	0	15,727,033
役務費	279,575	50,572	229,003
広告宣伝費	89,600	1,048,000	△ 958,400
使用料	380,750	0	380,750
給料手当	22,342,333	23,991,969	△ 1,649,636
賃金	1,941,734	1,931,200	10,534
職員退職給付費用	736,960	676,800	60,160
福利厚生費	4,088,965	4,122,068	△ 33,103
旅費交通費	1,047,563	584,622	462,941
通信運搬費	1,457,975	1,876,926	△ 418,951
賞与給付引当費用	695,220	947,020	△ 251,800
通勤手当	830,430	1,006,553	△ 176,123
消耗什器備品費	6,113,869	6,577,900	△ 464,031
協賛費	29,700	0	29,700
印刷製本費	3,787,122	4,200,703	△ 413,581

科 目	当年度	前年度	増 減
光熱水料費	516, 627	357, 171	159, 456
会議費	87, 321	160, 034	△ 72, 713
賃借料	2, 932, 897	2, 987, 367	△ 54, 470
保険料	53, 121	21, 778	31, 343
諸謝金	778, 942	1, 464, 050	△ 685, 108
租税公課	6, 157	7, 984	△ 1, 827
支払負担金	226, 000	3, 130, 271	△ 2, 904, 271
委託費	869, 990	1, 068, 870	△ 198, 880
雑費	253, 830	136, 916	116, 914
緑の募金繰越交付金	7, 329, 164	5, 794, 740	1, 534, 424
管理費	4, 393, 325	4, 481, 988	△ 88, 663
給料手当	579, 527	1, 036, 656	△ 457, 129
職員退職給付費用	47, 040	43, 200	3, 840
福利厚生費	230, 811	343, 628	△ 112, 817
旅費交通費	128, 146	56, 803	71, 343
通信運搬費	61, 695	72, 255	△ 10, 560
賞与給付引当費用	248, 780	252, 980	△ 4, 200
通勤手当	41, 957	89, 912	△ 47, 955
消耗什器備品費	289, 505	53, 421	236, 084
印刷製本費	13, 073	30, 367	△ 17, 294
理事会費	508, 665	512, 081	△ 3, 416
光熱水料費	15, 977	11, 046	4, 931
会議費	21, 503	11, 631	9, 872
賃借料	833, 187	863, 908	△ 30, 721
保険料	33, 851	0	33, 851
諸謝金	790, 816	697, 500	93, 316
租税公課	1, 193	966	227
支払負担金	493, 550	336, 800	156, 750
雑費	54, 049	68, 834	△ 14, 785
経常費用計	204, 287, 781	203, 028, 854	1, 258, 927
評価損益等調整前当期経常増減額	3, 430, 595	△ 615, 559	4, 046, 154
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	3, 430, 595	△ 615, 559	4, 046, 154
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	3, 430, 595	△ 615, 559	4, 046, 154
一般正味財産期首残高	51, 146, 133	51, 761, 692	△ 615, 559
一般正味財産期末残高	54, 576, 728	51, 146, 133	3, 430, 595
II 指定正味財産増減の部			
基本財産運用益	17, 100, 826	17, 056, 043	44, 783
基本財産受取利息	17, 100, 826	17, 056, 043	44, 783
特定資産運用益	323	135	188
特定資産受取利息	323	135	188
基本財産評価損益等	△ 31, 289, 800	△ 25, 527, 704	△ 5, 762, 096
基本財産評価損益等	△ 31, 289, 800	△ 25, 527, 704	△ 5, 762, 096
一般正味財産への振替額	△ 17, 101, 149	△ 17, 056, 178	△ 44, 971
一般正味財産への振替額	△ 17, 101, 149	△ 17, 056, 178	△ 44, 971
当期指定正味財産増減額	△ 31, 289, 800	△ 25, 527, 704	△ 5, 762, 096
指定正味財産期首残高	1, 053, 157, 340	1, 078, 685, 044	△ 25, 527, 704
指定正味財産期末残高	1, 021, 867, 540	1, 053, 157, 340	△ 31, 289, 800
III 正味財産期末残高	1, 076, 444, 268	1, 104, 303, 473	△ 27, 859, 205

財産目録

令和5年3月31日現在

公益財団法人静岡県グリーンバンク

(単位:円)

科目	場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)			
現金			0
当座預金			149,919
ゆうちょ銀行〇八九店138646			149,919
普通預金			41,106,537
静岡銀行県庁支店			13,571,142
スルガ銀行静岡県庁支店			2,032,017
清水銀行静岡支店			1,526,815
しづおか焼津信用金庫追手町支店			62,318
静清信用金庫本店			49,818
静岡県労働金庫本店			1,717,224
静岡銀行県庁支店0152582			3,150,989
静岡銀行県庁支店0318217			1,944,960
静岡銀行県庁支店0213533			17,050,924
県信連合会本店0009032			330
定期預金			4,624,550
静岡銀行県庁支店			133,200
スルガ銀行静岡県庁支店2725			4,491,350
未収金		静岡県補助金	21,000,000
前払金		倉庫レンタル料	13,310
流動資産合計			66,894,316
(固定資産)			
定期預金			31,007,559
静岡銀行県庁支店			5,429,030
スルガ銀行静岡県庁支店2282725			2,820,450
清水銀行静岡支店			6,294,569
静清信用金庫本店			4,160,000
しづおか焼津信用金庫追手町支店			6,020,000
三井住友信託銀行静岡支店00019			570,510
三井住友信託銀行静岡支店00018			5,713,000
投資有価証券			978,718,372
兵庫県第21回20年公募公債			108,092,300
静岡県第8回20年公募公債			55,880,150
兵庫県第7回20年公募公債			110,429,800
兵庫県第12回20年公募公債			112,158,100
第9回東京都住宅供給公社債権			114,069,100
第93回利付国債(20年)			141,267,518
第114回利付国債(20年)			112,701,500
第38回利付国債(30年)			160,303,323
静岡県H27年度第11回10年公募公債			10,000,000
広島県第4回10年公債			9,995,200
静岡県第3回10年公債			9,976,900
静岡県H30年度第6回10年公募公債			5,000,000
静岡県公債令和元年第4回			10,000,000
第181回国債 野村證券 20年			10,431,751
第181回国債 みずほ証券 20年			8,412,730

公益財団法人静岡県グリーンバンク

(単位：円)

科目	場所・物量等	使用目的等	金額
特定資産			
退職給付引当資産			4, 084, 000
定期預金スルガ銀行静岡県庁支店		役職員退職金	4, 084, 000
緑の募金事業準備預金			12, 141, 609
定期預金静岡銀行県庁支店			9, 571, 303
定期預金三井住友信託銀行静岡支店			2, 570, 306
その他固定資産			
出資金		労務管理	10, 000
敷金		倉庫	25, 920
固定資産合計			1, 025, 987, 460
資産合計			1, 092, 881, 776
(流動負債)			
仮受金（市町）		緑の募金	138, 700
未払金		国庫交付金返還額ほか	3, 109, 058
前受金		緑の募金ほか	499, 932
預り金		源泉所得税ほか	332, 654
源泉所得税（職員）			79, 280
健康保険			92, 904
厚生年金			150, 975
源泉所得税（公認会計士ほか）			9, 495
賞与引当金		令和5年度賞与の支払資金	944, 000
繰入金		緑の募金繰越交付金	7, 329, 164
流動負債合計			12, 353, 508
(固定負債)			
退職給付引当金			4, 084, 000
定期預金スルガ銀行静岡県庁支店		役職員退職金	4, 084, 000
固定負債合計			4, 084, 000
負債合計			16, 437, 508
正味財産			1, 076, 444, 268

公益財団法人静岡県グリーンバンク

令和5年度 事業計画

<共通事項>

- ① 事業の見える化を図るため、YouTube チャンネル等を活用した緑化推進、森林整備事業などの普及啓発動画の作成やその充実を図ります。
- ② グリーンバンクの窓口を務める市町と都市緑化や森林整備、緑の募金等各事業の問題点や推進方法などの情報収集を図ります。
- ③ 安定した事業運営には会費や寄付金収入など自主財源確保が必要なことから、賛助会員獲得と寄付金活動に引き続き積極的に取り組みます。また、令和4年度は株主優待制度を利用した新しい寄付制度のしくみを導入しましたが引き続き新たなしくみの発掘をします。
- ④ 賛助会費の払込窓口を従来の銀行に加えて、コンビニとゆうちょ銀行、郵便局を追加することで、会員の利便性の向上と振込手数料の引き上げに対応します。

<都市緑化部門>

- ① SDGsの推進や地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出防止など、緑化や脱炭素に向けた取組に企業の関心が高まっています。グリーンバンクでは県環境ふれあい課と連携し、新たな事業として中小企業に対し脱炭素経営の意識醸成や緑化活動を通じた脱炭素化の取組みについて普及啓発活動を推進します。
- ② ボランティア緑化団体を応援するグループ支援事業の実施要領を一部改定し、花のタネや苗などの緑花資材を購入する割合を支援額の70%に引上げ維持管理花壇の質の向上を図ります。

<森林・緑の募金部門>

- ① 森林緑化部門では、「森づくり県民大作戦」を県と共催するほか、小学5年生の社会科の授業に林業で働いている人を派遣する「森林 ESD 出前授業」を4市と連携して取り組みます。
- ② 緑の募金部門では、市町緑化推進協議会と連携した緑の募金活動を着実に実施するほか、緑の募金事業として、森づくりグループ等の活動支援のほか、全県で「図書館で割箸プロジェクト」の実施、森林整備の啓発素材の作製と素材を活用した広報などに取り組みます。

I 緑化推進等の普及啓発と団体・人材育成 公1

1 緑化推進等に関する普及啓発事業

(1) 緑化推進等の普及啓発事業 予算 4,200 千円

① 調査研究情報収集

ア 緑化推進等に関する調査研究等

・緑化ボランティア団体等の活動状況について調査する。

・研修会等の開催時に内容などについて評価又は意見を求める。

イ 緑化推進等に関する情報収集等

・緑化活動に必要な各種情報(技術・運営・先進事例等)を収集する。

・中部地区緑化推進協議会への参加など、他県の取組みについて情報収集を行う。

② 情報発信

ア HPによる情報発信

・グリーンバンクが行う支援事業、緑化ボランティアの活動状況、その他緑化に関する施策情報等をHPでわかりやすく発信するため、デザイン等のリニューアルに取り組む。また、ウイズコロナに対応すべく、Webを活用した動画配信やセミナーを実施する。

イ 広報誌による情報発信

・緑化ボランティア団体の活動やグリーンバンクの支援事業を周知するため「グリーンバンクだより」を毎年春と秋の2回発行し、県市町、緑化ボランティア団体、小・中学校等に配布する。
発行部数3,500部×2回

ウ マスメディアによる情報発信

・グリーンバンクの各種事業や広域なイベントに関する周知、また、都市緑化及び森林の整備・保全の必要性について県民の意識を高めるために新聞等を活用し情報発信する。

③ 普及啓発

緑化推進等に関する事業への協賛

・県や国、地域の団体等が行う「山地災害防止キャンペーン」等の森林保全や緑化推進、自然環境保全等の取組みに協力する。

・(公社)静岡県山林協会が行う「しづおか森林写真コンクール」で、優秀な作品に理事長賞を交付する。

(2) 緑化推進等に関する指導及び相談事業 予算 960 千円

芝生化事業を実施した施設に対して芝生地の健全な育成管理を指導するとともに、景観づくりの一環として里山整備等を行う団体の植栽活動を指導する。

25箇所

2 緑化推進等を担う団体・人材育成事業

(1) 緑化推進等ボランティア研修事業 予算8,580千円

①ボランティア養成地域コース

緑化ボランティア活動の素晴らしさや活動に必要な基礎的な知識・技術を学ぶ講演会等を実施する。また、保育園・幼稚園を対象に、緑の大切さの啓発を幼少期から取り組むための「花育研修」を実施する。また、グリーンバンク事業の普及と活用の円滑化を目指した「支店担当者会議」、「緑化グループ支援事業説明会」等を開催する。

参加予定人数3,800人

②専門別緑化技術習得コース(花壇づくり研修)

花壇づくりを通じて植物に関する知識や植栽・管理等の技術を習得する研修会を実施する。

参加予定人数 70人

③緑化コーディネーター養成コース

緑化に関する複数の専門知識を持ち、行政や活動団体と連携を取りながら地域の緑化活動の核となって活動できる人材を育成する。 参加予定人数 30人

(2) 企業への緑化活動等の普及啓発(新規) 予算5,000千円

これまで地域の緑化活動は、ボランティア団体の活動を支援しながら行われてきたが、高齢化やコロナ禍による行動制限などで、その活動が停滞しており新たな担い手の確保が求められている。こうした中、世界規模で脱炭素社会の構築に向けた動きが加速しており、企業において脱炭素経営が求められるようになった。森林整備などの緑化活動は、温室効果ガスの吸収に寄与しており、森づくりサポーター制度などを通じ企業が緑化活動に参加する機会も増えている。

そこで、脱炭素への取り組みが遅れている中小企業に対して、脱炭素経営の意識醸成などを図ることで、企業が緑化活動の新たな担い手となるための普及啓発活動を実施する。

(3) 緑の少年団等、次代を担う人材の育成事業 予算4,900千円

・自然の中で緑の少年団員が交流を深めながら森林・緑の大切さを学ぶ「緑の少年団交流集会」を開催する(日帰り)。

3回

・森林を活用した持続可能な社会づくりの学習(森林 ESD)の推進のため、小学校5年生の社会科の授業に、林業で働いているプロを派遣する「森林 ESD 出前授業」を、協力の得られる市町の小学校で実施する。

4市

・(公社)国土緑化推進機構が実施する学校環境緑化モデル事業等の公募事業の募集、指導・確認等を行う。

4校

(4) 緑化推進に関する活動等の顕彰事業 予算50千円

①緑化ボランティア団体等の表彰

・都市緑化、森林整備、林業・木材産業の振興等に尽力し、功績のあった個人、団体を表彰する。

II 緑化推進等に関する事業の実施と活動支援 公2

1 緑化推進等に関する活動支援事業

(1) 緑化グループ活動支援事業 予算 31, 834 千円

①定期配布支援

花の会・町内会・PTA等の地域のボランティア団体が自主的に行う、学校・公園・公民館等の公共施設の緑化活動に対し、草花の種子・球根等を無償配布する。また、子供たちの環境緑化に対する意識の向上を目指し、学校等へアサガオ、ゴーヤ等の種やネットを配布する「緑のカーテン」を実施する。

●配布予定内容等

ア 草花の種子	パンジー、コスモスなど	約170袋
イ 球根	スイセン、チューリップなど	約61万球
ウ 配布対象団体	花の会、町内会、PTAなど	延4, 600団体

②緑化グループ支援

花の会・町内会・PTA 等が、ボランティアとして行う緑化活動に要する経費に対し支援する。また、緑化ボランティア活動経験のある65才以上の高齢者等で構成する「生きがい創造花壇グループ」、学校の緑化活動の促進を目指す「学校緑化活動グループ」に対しても支援する。
支援予定団体158団体

③景観づくり団体支援

地域の特色を生かした景観づくりのため、「首長の同意書」を条件に計画的な緑化を推進する地域住民やボランティア団体、NPO等の活動を支援する。

なお、本事業は平成26年度の運営委員会で「国等に里山整備に関する事業があることから、将来的に廃止する」という答申に基づき、令和3年度から新規募集は止め令和6年度をもって事業を終了する。
支援予定団体 10 団体

(2) 都市緑化支援事業 予算3, 709 千円

①豊かな暮らし空間地域担い手育成支援

花や緑の専門家を、緑化団体等の要請に応じて派遣し、緑化技術的指導、新たな組織づくり、地域連携のアドバイス等を行う。また、地域の特色を生かし人の交流にもつながる“ランドマーク花壇”的整備を支援する。

専門家派遣40回、特色ある花壇 5箇所

(3) 芝生を活かした緑化推進事業 予算18, 843 千円

「園庭等芝生化モデル事業」を通じて園庭と校庭及び公園や広場の芝生化の普及を目指す。また、芝生地の健全な育成管理を行うために、住民参加による維持管理活動を支援する。更に、芝生地の維持管理に関する人材育成として、その基礎を学ぶ「芝生教室」や芝生アドバイザー養成のための「芝草管理講座」を開催する。

・園庭等芝生化モデル事業 12 箇所

- ・芝生地維持管理団体支援 32団体
- ・芝生アドバイザー派遣 65回
- ・芝生教室 令和5年10月～11月開催(東中西各地区1回)
- ・芝草管理講座 令和5年5月～9月開催(静岡県芝草研究所3回)

(4)県民参加による森づくり活動の支援事業

予算20,800千円

①県民参加による森づくり活動の支援

- ・県と「森づくり県民大作戦」を共催し、パンフレット等により広報するとともに、各地域で行う森林や竹林の整備、森林環境教育等の活動を支援する。
- ・森林整備等のサポーター企業・県と結んだ「しづおか未来の森サポーター協定」に基づき、森づくり団体の行う森林整備等の活動を支援する。

②国の事業活用による森林整備の支援

- ・国が実施する森林・山村多面的機能発揮対策の地域協議会として承認を受け、国庫交付金を活用し、地域の活動組織が行う森林整備等の活動を支援する。

18 組織

III 緑の募金運動の推進（特別会計） 公3

1 緑の募金活動推進事業

(1) 緑の募金に関する普及啓発事業 予算2,200千円

① 緑の募金活動の推進

ア 緑の募金運営協議会

緑の募金運動を適切に推進するため、緑の募金運営協議会を開催する。

イ 緑の募金活動の実施

・市町緑化推進協議会等との連携を強化し、県内全域で募金活動を展開する。

募金期間 春：令和5年3月15日～令和5年 5月31日

秋：令和5年9月 1日～令和5年10月31日

募金目標額 73,000,000 円(対前年目標比100%)

・市町緑化推進協議会との情報共有を図るとともに、担当者会議を開催する。

・企業へのDM送付等により緑の募金に関する情報提供や協力依頼を行う。また、飲料自販機による募金や募金箱の設置の拡大を図る。

② 「緑の募金だより」の発行等による情報発信

ア 「緑の募金だより」等の発行・配布

緑の募金の使途・成果をまとめた「緑の募金だより」を作成し、市町緑化推進協議会を通じ自治会等に配布する。

発行部数17,000部

イ HP等による情報発信

緑の募金の仕組や募金の成果等について、HP等により情報を発信する。

(2) 募金活動の推進体制整備事業 予算7,710千円

① 募金資材の調達・配布

ア 緑の募金運動を推進するための資材購入

・緑の羽根、チラシ、ポケットティッシュ、募金箱、花の種等の募金活動に必要な資材を、市町緑化推進協議会等に配布する。

緑の羽根イラストシール 約140万枚

・緑の募金期間等を周知する看板を公共施設に設置する。

② 国土緑化推進機構との連携

・国土緑化推進機構に対し「緑の募金法」に基づく交付金を交付する。

2 緑化等の推進事業

(1) 緑化関連行事等推進事業 予算5,590千円

① 緑化コンクールの開催

青少年の緑化思想の高揚を図るため、児童・生徒等を対象として、国土緑化運動・

育樹運動ポスターの原画及び標語を公募し、優秀作品を表彰するとともに、全国コンクールに推薦する。

ア 國土緑化運動・育樹運動ポスター原画コンクール

・募集:令和5年5月～10月(予定)

イ 國土緑化運動・育樹運動標語の募集

・募集:令和5年6月～年9月(予定)

②全国行事等への参加支援

緑化コンクールの入賞者等の表彰式等への参加を支援する。

・第73回全国植樹祭い わて2023(令和5年6月4日)

・第46回全国育樹祭いばらき 2023(令和5年秋)

③森林整備等の緑化推進普及啓発

市町の図書館と連携して実施する「図書館で割箸プロジェクト」や、森林整備の啓発素材の作製と素材を活用した広報などに取り組む。

(2)緑の少年団等の育成支援事業

予算 2,300千円

・緑の少年団の育成を図るとともに、新たな少年団の結成に努める。

・団の活動に要する経費と、新規結成団は装備に要する経費を支援する。

・緑の少年団交流集会参加に必要な経費を支援する。

47団体

(3)緑化活動支援事業

予算36,900千円

各市町緑化推進団体等が実施する緑化推進等に関する事業に対し、交付金を交付する。

36団体

・公園や学校、町内などの花壇整備、苗木の植栽

・苗木・花苗や緑化資機材などの配布

・緑化キャンペーン、作文や絵画コンクール、花壇コンクールなどの開催

・緑化に関する講習会、研修会などの開催

・緑の少年団、ボランティア団体などによる緑化活動の支援

3 森林整備等の推進事業

(1)県民参加による森づくり支援事業

予算 9,300 千円

①県民参加の森づくりの支援

「森づくり県民大作戦」に参加し、一般県民を募集して植樹や森林整備、森林環境教育等を行う団体を支援する。

②森づくりグループの活動支援

県民による自発的、継続的な森づくり活動を促進するため、森林づくりグループが行う活動を支援する。

③海岸林保護団体の活動支援

海岸林において、地域住民等が自発的に行う苗木の植栽や除間伐、病虫害防除、廃棄物の除去等の活動を支援する。

④学校林の活用支援

学校林の整備・保全と学校林を活用した森林環境教育等に取り組むボランティア団体等の活動を支援する。

(2)地域等の森づくり支援事業

予算 4,300千円

県民の森づくり活動への参加促進のため、県内の各地域において、地域の森づくり関係者が、森林整備や緑化推進に関する地域共通の普及啓発・課題解決等の地域計画を策定し連携して行う活動を支援する。

令和5年度収支予算

自 令和5年4月1日

至 令和6年3月31日

(収入の部)

(単位:千円)

大科目	中科目	5年度予算額	4年度予算額	増減	都市緑化部門	森林緑化部門	緑の券金部門
I 公1・2一般事業収入							
1 基本財産運用収入	運用利息收入	17,060	17,060	0	16,860	200	0
2 特定資産運用収入	運用利息收入	1	1	0	1	0	0
3 会費収入		10,160	10,160	0	5,000	5,150	0
	(1) 賛助会員会費収入	5,000	5,000	0	5,000	0	0
	(2) 正会員会費収入	5,160	5,160	0	0	5,150	0
4 捐助金収入		92,840	101,320	△ 8,480	70,000	22,840	0
	(1) 県費事業費補助金収入	70,000	70,000	0	70,000	0	0
	(2) 緑と水の森林ファンド事業補助金収入	3,840	4,320	△ 480	0	3,840	0
	(3) 国庫交付金収入	19,000	27,000	△ 8,000	0	19,000	0
5 受託料収入	受託料収入	1,000	0	t. 1,000	0	1,000	0
6 寄付金収入		1,730	1,030	700	1,300	430	0
	(1) 一般寄付金収入	900	200	700	900	0	0
	(2) 特定寄付金収入	830	830	0	400	430	0
7 協賛金収入	協賛金収入	290	290	0	0	290	0
8 負担金収入	研修事業負担金	50	50	0	50	0	0
9 雜収入		81	81	0	1	80	0
	(1) 受取利息	2	2	0	1	1	0
	(2) 雜収入	79	79	0	0	79	0
I 公1・2一般事業収入計		123,212	129,992	△ 6,780	93,212	30,000	0
II 公3緑の募金事業収入							
1 緑の募金収入	緑の募金収入	73,000	73,000	0	0	0	73,000
2 緑の募金繰越交付金収入	緑の募金繰越交付金収入	6,990	4,060	2,930	0	0	6,990
3 特定資産取崩収入	緑の募金準備預金取崩収入	0	930	△ 930	0	0	0
4 特定資産運用収入	緑の募金準備預金取崩利息	9	9	0	0	0	9
5 雜収入	受取利息	1	1	0	0	0	1
II 公3緑の募金事業収入計		80,000	78,000	2,000	0	0	80,000
公1・2・3事業収入合計		203,212	207,992	△ 4,780	93,212	30,000	80,000

(支出の部)

大科目	中科目	5年度予算額	4年度予算額	増減	都市緑化部門	森林緑化部門	緑の券金部門
III 公1一般事業費	(緑化推進等の普及啓発と団体・人材育成)						
1 緑化推進等に関する普及啓発事業		5,160	4,660	500	4,460	700	0
(1) 緑化推進等の普及啓発事業		4,200	3,700	500	3,500	700	0
①調査研究情報収集		200	200	0	0	200	0
②情報発信		3,700	3,200	500	3,500	200	0
③普及啓発		300	300	0	0	300	0
(2) 緑化推進等に関する指導相談事業		960	960	0	960	0	0
2 緑化推進等を担う団体・人材育成事業		18,530	13,630	4,900	13,580	4,950	0
(1) 緑化推進等ボランティア研修事業		8,580	8,580	0	8,580	0	0
(2) 企業への緑化活動等の普及啓発		5,000	0	5,000	5,000	0	0
(3) 緑の少年団等人材育成事業		4,900	5,000	△ 100	0	4,900	0
(4) 緑化推進に関する活動等の顕彰事業		50	50	0	0	50	0
公1一般事業費計		23,690	18,290	5,400	18,040	5,650	0
IV 公2一般事業費	(緑化推進等に関する事業の実施と活動支援)						
1 緑化推進等に関する活動支援事業		31,834	33,784	△ 1,950	31,834	0	0
(1) 緑化グループ活動支援事業		10,000	10,000	0	10,000	0	0
①定期配布支援費		20,034	20,034	0	20,034	0	0
②緑化グループ支援費		1,800	3,750	△ 1,950	1,800	0	0
(2) 都市緑化支援事業		3,709	9,610	△ 5,901	3,709	0	0
(3) 芝生を活かした緑化推進事業		18,843	15,970	2,873	18,843	0	0
(4) 県民参加による森づくり活動支援事業		20,800	28,520	△ 7,720	0	20,800	0
①森づくり活動支援費		1,800	1,520	280	0	1,800	0
②国県等の事業活用の緑化活動支援費		19,000	27,000	△ 8,000	0	19,000	0
公2一般事業費計		75,186	87,884	△ 12,698	54,386	20,800	0
公1・2 一般事業費計		98,876	106,174	△ 7,298	72,426	26,450	0

大科目	中科目	5年度 予算額	4年度 予算額	増減	都市緑化 部門	森林緑化 部門	緑の募金 部門
V 公3 募金事業費	(公3 緑の募金運動の推進)						
	1 緑の募金活動推進事業	9,910	9,910	0	0	0	9,910
	(1) 緑の募金普及啓発事業	2,200	2,200	0	0	0	2,200
	(2) 募金活動推進体制整備事業	7,710	7,710	0	0	0	7,710
	①募金資材購入費	6,000	6,000	0	0	0	6,000
	②国土緑化推進機構交付金	1,710	1,710	0	0	0	1,710
	2 緑化等の推進事業	44,790	42,530	2,260	0	0	44,790
	(1) 緑化関連行事等推進事業	5,590	3,330	2,260	0	0	5,590
	①緑化コンクール等開催費	400	400	0	0	0	400
	②緑化関連行事・事業参画・協賛費	600	600	0	0	0	600
	③森林整備等の緑化推進普及啓発費	4,590	2,330	2,260	0	0	4,590
	(2) 緑の少年団等育成支援事業	2,300	2,300	0	0	0	2,300
	(3) 緑化活動支援事業	36,900	36,900	0	0	0	36,900
	3 森林整備等の推進事業	13,600	14,160	△ 560	0	0	13,600
	(1) 市民参加による森づくり支援事業	9,300	10,810	△ 1,510	0	0	9,300
	①市民参加の森づくり支援費	2,200	2,600	△ 600	0	0	2,200
	②学校林活用支援費	1,400	1,800	△ 400	0	0	1,400
	③森づくりグループ活動支援費	5,100	5,100	0	0	0	5,100
	④海岸林保護団体活動支援費	600	600	0	0	0	600
	⑤森づくり活動の情報発信費	0	510	△ 510	0	0	0
	(2) 地域等森林づくり支援事業	4,300	3,350	950	0	0	4,300
	4 推進事務費	6,950	7,050	△ 100	0	0	6,950
	5 緑の募金繰越交付金支出	4,400	4,100	300	0	0	4,400
	公3 募金事業費計	79,650	77,750	1,900	0	0	79,650
	公1・2・3事業費合計	178,526	183,924	△ 5,398	72,426	26,450	79,650
VI 管理費	(1) 給料手当	12,666	13,156	△ 500	11,156	1,500	0
	(2) 福利厚生費	2,172	2,350	△ 178	2,172	0	0
	(3) 理事会	520	520	0	260	260	0
	(4) 会議費	100	80	20	50	50	0
	(5) 旅費交通費	500	130	370	400	100	0
	(6) 通信運搬費	835	830	5	800	35	0
	(7) 通勤手当	267	355	△ 88	267	0	0
	(8) 消耗什器備品費	740	210	530	450	290	0
	(9) 印刷製本費	270	270	0	250	20	0
	(10) 光熱水料費	300	170	130	300	0	0
	(11) 賃借料	2,660	2,560	100	1,900	760	0
	(12) 諸謝金	700	750	△ 50	350	350	0
	(13) 租税公課	15	11	4	10	5	0
	(14) 負担金	570	358	212	200	370	0
	(15) 雑費	160	156	4	100	60	0
	管理費計	22,475	21,916	559	18,675	3,800	0
	事業費・管理費支出合計	201,001	205,840	△ 4,839	91,101	30,250	79,650
	収支差額	2,211	2,152	59	2,111	△ 250	350

VII 投資活動収支

大科目	中科目	5年度 予算額	4年度 予算額	増減	都市緑化 部門	森林緑化 部門	緑の募金 部門
特定資産取崩収入計		0	0	0	0	0	0
	退職給与引当金資金戻入	0	0	0	0	0	0
	賞与引当金取消し	0	0	0	0	0	0
特定資産取得支出計		2,047	1,939	108	1,447	250	350
	退職給与引当金繰入支出	784	784	0	784	0	0
	賞与引当金繰入支出	1,263	1,155	108	663	250	350
投資活動集収支差額		△ 2,047	△ 1,939	△ 108	△ 1,447	△ 250	△ 350

VIII 予備費

大科目	中科目	5年度 予算額	4年度 予算額	増減	都市緑化 部門	森林緑化 部門	緑の募金 部門
当期収支差額		164	213	△ 49	664	△ 500	0
	当期収支差額	164	213	△ 49	664	△ 500	0
前期繰越収支差額		52,445	50,277	2,168	41,153	2,769	8,523
	前期繰越収支差額	52,445	50,277	2,168	41,153	2,769	8,523
次期繰越収支差額		52,610	50,490	2,120	41,817	2,269	8,524
	次期繰越収支差額	52,610	50,490	2,120	41,817	2,269	8,524

科目間の流用を認めるものとする。